



許可番号 第06720078053号

産業廃棄物処分業許可証



住所 大阪府堺市西区築港新町3丁27番地17
氏名 関西クリアセンター株式会社
代表取締役 伊山 権一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

堺市長 竹山 修身



許可の年月日 平成27年 6月 3日
許可の有効年月日 平成34年 4月27日

1. 事業の範囲

事業の区分：中間処理業

①中間処理の方法：混練

取り扱う産業廃棄物の種類：燃え殻 汚泥 ばいじん

※石綿含有産業廃棄物を除く (以上3種類)

②中間処理の方法：固化

取り扱う産業廃棄物の種類：汚泥

※石綿含有産業廃棄物を除く (以上1種類)

2. 事業の用に供するすべての施設

①施設の種類：混練施設 1基

設置場所：大阪府堺市西区築港新町3丁27番地17

設置年月日：平成22年 4月13日

処理能力：1200m³/日 (8時間)

②施設の種類：固化施設 1基

設置場所：大阪府堺市西区築港新町3丁27番地17

設置年月日：平成22年12月16日

処理能力：320m³/日 (8時間)

3. 許可の条件

余 白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成22年 4月28日 当初許可

平成27年 6月 3日 更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

無

禁複写

許可番号 第02700078053号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 堺市西区築港新町三丁27番地17

氏 名 関西クリアセンター株式会社
代表取締役 伊山 権一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 松井 一郎



許可の年月日 平成28年12月25日

許可の有効年月日 平成33年12月24日

1. 事業の範囲

事業の区分： 積替え・保管を含まない

産業廃棄物の種類

- 1 燃え殻
- 2 汚泥
- 3 廃油
- 4 廃酸
- 5 廃アルカリ
- 6 廃プラスチック類
- 7 紙くず
- 8 木くず
- 9 繊維くず
- 10 動植物性残渣
- 11 ゴムくず
- 12 金属くず
- 13 ガラスくず
- 14 鉱さい
- 15 がれき類
- 16 ばいじん

石綿含有産業廃棄物を含む
以上16種類

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成13年12月25日 当初許可

平成29年1月11日 更新許可

4. 府内の政令市による積替え許可の有無 無

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有

以下余白

禁複写

許可番号 第02750078053号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 堺市西区築港新町三丁27番地17

氏 名 関西クリアセンター株式会社
代表取締役 伊山 権一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 松井 一郎



許可の年月日 平成30年5月27日

許可の有効年月日 平成35年5月26日

1. 事業の範囲

事業の区分： 積替え・保管を含まない

特別管理産業廃棄物の種類

- 1 燃え殻
 - 2 汚泥
 - 3 廃油
 - 4 廃酸
 - 5 廃アルカリ
 - 6 鉱さい
 - 7 ばいじん
 - 8 廃石綿等
- 以上8種類

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成25年5月27日 当初許可

平成30年5月10日 更新許可

4. 府内の政令市による積替え許可の有無 無

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

以下余白

禁複写

特管



許可番号 第 02804078053 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府堺市西区築港新町三丁27番地17

氏 名 関西クリアセンター株式会社
代表取締役 伊山 権一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第十四条第一項 の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 井戸 敏三



許可の年月日 平成 27 年 1 月 13 日

許可の有効年月日 平成 32 年 1 月 12 日

1. 事業の範囲

事業の区分:収集運搬業(積替え・保管を含まない)

取扱産業廃棄物の種類

- 1.燃え殻
- 2.汚泥
- 3.廃油
- 4.廃酸
- 5.廃アルカリ
- 6.廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)
- 7.紙くず
- 8.木くず
- 9.繊維くず
- 10.動植物性残さ
- 11.ゴムくず
- 12.金属くず
- 13.ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む)
- 14.鉱さい
- 15.がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)
- 16.ばいじん

以上 16 種類

禁複写

2. 許可の条件

当該産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

3. 許可の更新又は変更の状況

平成17年1月13日 新規許可
平成22年1月13日 更新許可
平成24年8月21日 変更許可(取扱産業廃棄物の追加)
平成27年1月13日 更新許可

4. 積替え許可の有無 無

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無



許可番号 第 02854078053 号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府堺市西区築港新町三丁27番地17

氏 名 関西クリアセンター株式会社
代表取締役 伊山 権一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第十四条の四第一項 の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 井戸 敏三



許可の年月日 平成 27 年 1 月 6 日

許可の有効年月日 平成 32 年 1 月 5 日

1. 事業の範囲

事業の区分:収集運搬業(積替え・保管を含まない)

取扱特別管理産業廃棄物の種類

- 1.燃え殻
- 2.汚泥
- 3.廃油
- 4.廃酸
- 5.廃アルカリ
- 6.鉍さい
- 7.ばいじん
- 8.廃石綿等

以上 8 種類

禁複写

2. 許可の条件

当該特別管理産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

3. 許可の更新又は変更の状況

平成27年1月6日 新規許可

4. 積替え許可の有無 無

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

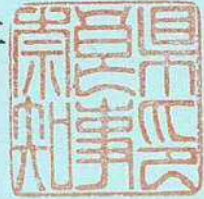
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府堺市西区築港新町三丁目27番地17

氏 名 関西クリアセンター株式会社
代表取締役 伊山 権一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

奈良県知事 荒井 正 吾



許可の年月日 平成26年11月1日

許可の有効年月日 平成31年10月31日

1. 事業の範囲

事業の区分：積替えを含まない

取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を除く)、鋳さい、工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(石綿含有産業廃棄物を除く)、ばいじん
以上16種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

該当なし

3. 許可の条件

該当なし

4. 許可の更新または変更の状況

平成16年11月1日 新規許可、
平成21年11月1日 更新許可、
平成22年2月4日 変更届(住所)、
平成24年9月11日 変更許可(燃・残・鋳・ばの追加)、
平成26年11月1日 更新許可、

禁複写

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府堺市西区築港新町三丁27番地17

氏 名 関西クリアセンター株式会社
代表取締役 伊山 権一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

奈良県知事 荒井 正 吾



許可の年月日 平成29年 9月22日

許可の有効年月日 平成34年 9月21日

1. 事業の範囲

事業の区分：積替え保管を含まない

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉍さい、ばいじん、廃石綿等 以上8種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

該当なし

4. 許可の更新または変更の状況

平成29年 9月22日 新規許可

禁複写

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有



許可番号 第03000078053号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府堺市西区築港新町三丁27番地17

名称 関西クリアセンター株式会社
代表取締役 伊山 権一



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

和歌山県知事 仁坂 吉伸



許可の年月日 平成27年 8月24日

許可の有効年月日 平成34年 8月23日

1. 事業の範囲

取扱産業廃棄物の種類

- | | |
|-------------|------------|
| 1) 燃え殻 | 9) 繊維くず |
| 2) 汚泥 | 10) 動植物性残さ |
| 3) 廃油 | 11) ゴムくず |
| 4) 廃酸 | 12) 金属くず |
| 5) 廃アルカリ | 13) ガラスくず |
| 6) 廃プラスチック類 | 14) 鉋さい |
| 7) 紙くず | 15) がれき類 |
| 8) 木くず | 16) ばいじん |

3)は、有機塩素系溶剤、タールピッチを除く。

取扱産業廃棄物のうち、石綿含む産業廃棄物の種類
なし

積替え又は保管を含まない。

2. 積替え又は保管を行う施設
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況				
平成17年 8月24日	新規許可	平成22年 9月22日	更新許可	
平成24年 8月21日	変更許可	平成27年 8月24日	優良認定	

5. 積替え許可の有無（和歌山市区域） 無
和歌山市の許可番号

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

禁複写



様式第七号（第十条の二関係）

許可番号 02600078053

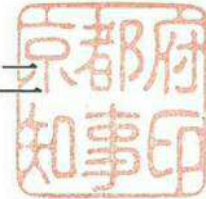
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府堺市西区築港新町三丁27番地17

氏 名 関西クリアセンター株式会社
代表取締役 伊山 権一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 山田 啓二



許可の年月日 平成27年9月28日

許可の有効年月日 平成32年9月12日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

- | | |
|---------------------------|------------------------|
| ①燃え殻 | ⑨繊維くず |
| ②汚泥 | ⑩動植物性残さ |
| ③廃油 (有機塩素系溶剤、タールピッチ類を除く。) | ⑪ゴムくず |
| ④廃酸 | ⑫金属くず |
| ⑤廃アルカリ | ⑬ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず |
| ⑥廃プラスチック類 | ⑭鉱さい |
| ⑦紙くず | ⑮がれき類 |
| ⑧木くず | ⑯ばいじん |
- 以上16種類 (これらのうち特別管理産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物であるものを除く。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成17年9月13日：当初許可
平成22年10月4日：更新許可
平成24年9月3日：変更許可 (取り扱う産業廃棄物の種類の追加：①⑩⑭⑯)
平成27年9月28日：更新許可

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

禁複写



許可番号 第 02501078053 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府堺市西区築港新町三丁27番地17

氏 名 関西クリアセンター株式会社
代表取締役 伊山権一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

滋賀県知事 三日月大造



許可の年 月 日 平成 28 年 12 月 22 日

許可の有効年月日 平成 33 年 11 月 10 日

1. 事業の範囲

積替えのための保管を除く収集運搬

事業の区分：積替えを含まない収集運搬業
産業廃棄物の種類

燃え殻／汚泥／廃油(タールピッチ類を除く)／廃酸／廃アルカリ／廃プラスチック類／紙くず
／木くず／繊維くず／動植物性残さ／ゴムくず／金属くず／ガラスくず、コンクリートくず(工
作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず／鋳さい／工作物
の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物／ばいじ
ん

(以上 16項目)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管 を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石棉含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、 積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

「なし」



3. 許可の条件

「なし」

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 23 年 11 月 11 日 新規許可
平成 28 年 11 月 11 日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無
市名 ー 許可番号 ー

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府堺市西区築港新町三丁27番地17
氏名 関西クリアセンター株式会社
代表取締役 伊山 権一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 鈴木 英敬



許可の年月日 平成26年11月17日
許可の有効年月日 平成31年11月9日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く)

取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く。）、鋳さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、ばいじん 以上16種類
※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成16年11月10日	新規許可
平成21年11月17日	更新許可
平成24年 8月 9日	変更許可

5. 積替え許可の有無

市名 ー 許可番号 ー

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有

禁複写



許可番号第 02300078053 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府堺市西区築港新町三丁 27 番地 17

氏 名 関西クリアセンター 株式会社
代表取締役 伊山 権一 様
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大 村 秀



許可の年月日 平成27年 5月14日
許可の有効年月日 平成32年 4月24日

禁複写

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、鋳さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、ダスト類

以上 16 品目

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成17年 4月25日 新規許可

平成22年 5月27日 更新許可

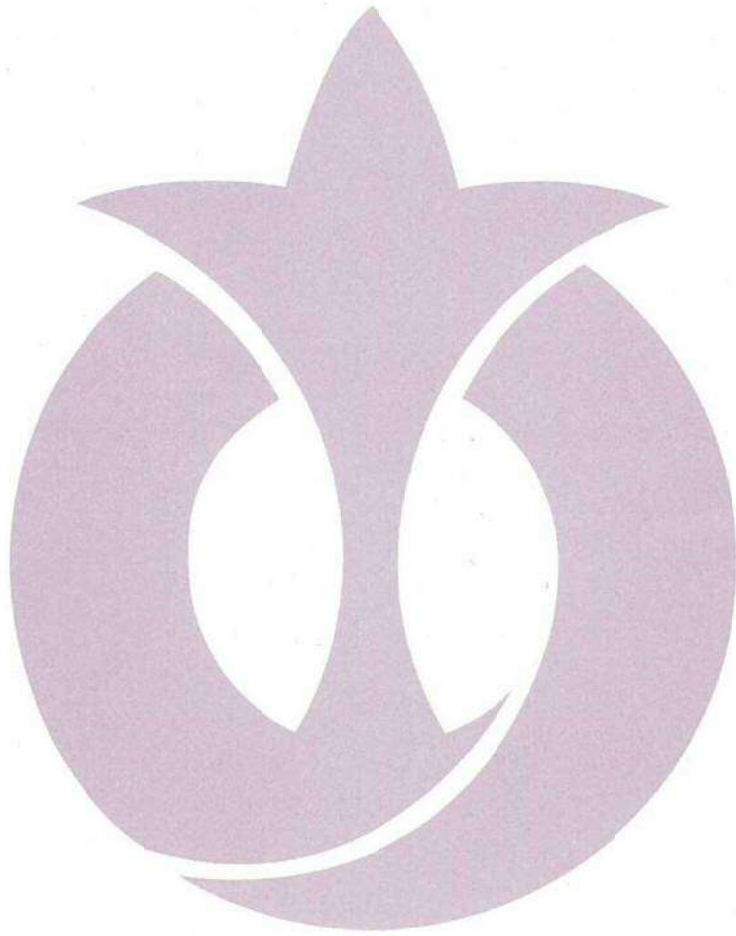
平成27年 5月14日 更新許可

5 積替え許可の有無

有 ・ 無

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無



許可番号 02100078053

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府堺市西区築港新町三丁27番地17

氏 名 関西クリアセンター株式会社
代表取締役 伊山 権一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県西濃振興局長 安福 正寿



許可の年月日 平成27年 1月19日

許可の有効年月日 平成32年 1月18日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類

上記10品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、鉋さい、ばいじん

以上 16種類

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況
平成27年 1月19日 産業廃棄物収集運搬業許可（新規）

5 積替え許可の有無 有 ・ 無

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

禁複写



許可番号 1801078053

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府堺市西区築港新町三丁27番地17

氏 名 関西クリアセンター 株式会社
代表取締役 伊山 権一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福井県福井保健所長 四方 啓裕

許可の年月日 平成26年12月2日

許可の有効年月日 平成31年12月1日



1. 事業の範囲

積替保管の有無

積替保管を含まない

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」、鉱さい、がれき類、ばいじん（これらのうち自動車等破砕物を除く、石綿含有産業廃棄物を除く、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以上16種類

2. 積替えまたは保管を行うすべての場所の所在地および面積ならびに当該場所ごとにそれぞれ積替えまたは保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限および積み上げることができる高さ（積替えまたは保管を行う場合に限り。）

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新または変更の状況

(1) 平成26年12月 2日 新規許可

5. 積替え許可の有無

なし

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

なし

禁複写

許可番号 第03300078053号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府堺市西区築港新町三丁27番地17
名称 関西タリアセンター株式会社
代表取締役 伊山 権一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆太



許可の年月日 平成29年7月21日

許可の有効年月日 平成33年2月7日

1. 事業の範囲

- (1) 積替え又は保管の有無 無
(2) 取り扱う産業廃棄物の種類 裏面別表のとおり 16種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
平成28年2月8日 新規許可
平成29年7月21日 変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加）

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第10条の9第2項の規定により準用する規則第9条の2第5項による許可証の提出の有無
有

禁複写

取り扱う産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類	取り扱う産業廃棄物の種類		積替え・保管の有無	無
	取扱う品目	限定がある場合 その内容	積替え・保管を行う産業廃棄物の種類	
			取扱う品目	限定がある場合 その内容
1	燃え殻	○	—	—
2	汚泥	○	—	—
3	廃油	○	—	—
4	廃酸	○	—	—
5	廃アルカリ	○	—	—
6	廃プラスチック類	○	—	—
	自動車等破砕物	—	—	—
7	紙くず	○	—	—
8	木くず	○	—	—
9	繊維くず	○	—	—
10	動植物性残さ	○	—	—
11	動物系固形不要物	—	—	—
12	ゴムくず	○	—	—
13	金属くず	○	—	—
	自動車等破砕物	—	—	—
14	ガラスくず等	○	—	—
	自動車等破砕物	—	—	—
15	鋳さい	○	—	—
16	がれき類	○	—	—
17	動物のふん尿	—	—	—
18	動物の死体	—	—	—
19	ばいじん	○	—	—
20	産業廃棄物処理物	—	—	—
21	輸入廃棄物	—	—	—

	取り扱う産業廃棄物	積替え・保管を行う産業廃棄物
石綿含有産業廃棄物が含まれるかどうか	含む	—

(備考)・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「—」は取扱うことができないものを示す。
 ・ガラスくず等とは、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くずのこと。
 ・積替え・保管の場所が複数ある場合は、「○」に代えて該当する場所の数字を記載する。

許可番号 第03400078053号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府堺市西区築港新町三丁27番地17
氏名 関西クリアセンター 株式会社
代表取締役 伊山 権一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事

湯崎英彦



許可の年月日 平成29年8月22日
許可の有効年月日 平成34年8月21日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬（積替え・保管は含まない。）

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず、鋳さい、がれき類及びばいじん（これらのうち廃プリント配線板、廃ブラウン管、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、廃容器包装及び石綿含有産業廃棄物を含み、鉛蓄電池の電極、自動車等破砕物、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

禁複写

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

5. 積替え許可の有無 無

市名 ー 許可番号 ー

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府堺市西区築港新町三丁27番地17

氏名 関西クリアセンター株式会社
代表取締役 伊山 権一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取県知事 平井 伸治



許可の年月日 平成29年 3月28日

許可の有効年月日 平成34年 3月27日

1. 事業の範囲

	取り扱うことができる産業廃棄物の種類	積替え保管の有無
(1)	燃え殻	—
(2)	汚泥	—
(3)	廃油	—
(4)	廃酸	—
(5)	廃アルカリ	—
(6)	廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）	—
(7)	紙くず	—
(8)	木くず	—
(9)	繊維くず	—
(10)	動植物性残さ	—
(11)	ゴムくず	—
(12)	金属くず（自動車等破砕物を除く。）	—
(13)	ガラスくず等（自動車等破砕物を除く。）	—
(14)	鋳さい	—
(15)	がれき類	—
(16)	ばいじん	—

以上16品目、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除き、(6)、(13)及び(15)にあつては石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

(備考)

- ・「○」は積替え保管ができるもの、「—」は積替え保管ができないものを示す。
- ・「ガラスくず等」とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

5. 積替え許可の有無
鳥取県には政令市がないため記載事項なし。

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有

無

禁複写

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府堺市西区築港新町三丁目27番地17
 氏名 関西クリアセンター株式会社
 代表取締役 伊山 権一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取県知事 平井 伸治

許可の年月日 平成29年 3月28日
 許可の有効年月日 平成34年 3月27日



1. 事業の範囲

取り扱うことができる特別管理産業廃棄物の種類	限定内容														積替え保管の有無															
	限定なし	揮発油類・灯油類及び軽油類	水素イオン濃度指数二・〇以下	水素イオン濃度指数十二・五以上	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	ホリ塩化ビフェニル	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン		ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・ジクロロエチレン	シス・一・二・ジクロロエチレン	一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	一・三・ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	一・四・ジオキサン	ダイオキシン類
(1) 廃油	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-
(2) 廃酸	-	-	○	-	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
(3) 廃アルカリ	-	-	-	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
(4) 銻さい	-	-	-	-	○	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	
(5) 廃石綿等	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(6) ばいじん	-	-	-	-	○	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	
(7) 燃え殻	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	
(8) 汚泥	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	
以上8品目。																														

(備考) 「○」は取り扱うことができるもの、「-」は取り扱うことができないものを示す。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ該当なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

5. 積替え許可の有無
鳥取県には政令市がないため記載事項なし。

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無



産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府堺市西区築港新町三丁27番地17

氏名 関西クリアセンター株式会社

代表取締役 伊山 権一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大分県知事 広瀬 勝 貞



許可の年月日 平成 26 年 9 月 17 日

許可の有効期限 平成 31 年 9 月 16 日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬 (積替え又は保管行為を含まない。) 以下余白

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥 (有機汚泥、無機汚泥)、廃プラスチック類 (廃容器包装、廃プリント配線板を含む)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず (廃容器包装、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極で不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるものを含む)、ガラスくず等 (廃ブラウン管 (側面部に限る)、廃石膏ボード、廃容器包装を含む)、鋳さい、がれき類、ばいじん

(以上12種類。ただし、石綿含有産業廃棄物であるものを含まず、上記以外の非安定型産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ (積替え又は保管を行う場合に限る。)

積替え又は保管行為を含まない。

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成26年 9月17日 産業廃棄物収集運搬業許可

5. 積替え許可の有無

有・ 無

市名

許可番号

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

無

禁複写